

「パパ・ママ応援ショップ」事業」を延長

子育て支援課 0224-5821
「パパ・ママ応援ショップ事業」

の延長に伴い、有効期限が平成25年3月末と



新しいデザインのカード

②これから母子健康手帳の交付を受ける家庭

市民課(本庁舎1階)・出張所・連絡所・本川越駅証明センター・総合保健センターで、母子健康手帳と同時に配布します。

③私立の小中学校に通学している子

子育て支援課(4月以降はこども育成課)・出張所・連絡所・本川越駅証明センターで、子の保険証などを確認して配布します。

年金天引きによる仮徴収を行います

国民健康保険税Ⅱ国民健康保険課

0224-5833

介護保険料Ⅱ介護保険課

0224-5817

後期高齢者医療保険料Ⅱ医療助成課

0224-5842

個人住民税Ⅱ市民税課

0224-5640

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・個人住民税が平成24年度に年金天引きとなっていた方は、平成25年4月から仮徴収(年金天引き)を行います。

仮徴収する額は平成25年2月の年金天引きと同額です。各税(料)金は、昨年中の収入状況を基に6月から7

月までに決定し、通知書を郵送します。決定額と仮徴収済み額の差額は、10月(介護保険料は8月)以降の年金天引きで調整します。

屋外広告物にはルールがあります!

都市景観課 0224-5961

私たちの住むまちには、ポスターや立看板、広告塔や広告板など多種多様な屋外広告物が出されています。

優れたデザインセンスの屋外広告物は、まちに賑わいや活気をもたらします。その反面、無秩序、無制限に出された屋外広告物は、まちの景観を乱します。また、その設置や管理が適切に行われないと、落下や倒壊によって思わぬ事故を招くこともあります。

そこで市では、川越市屋外広告物条例により、屋外広告物を出す場合のルールを定めています。同条例では、伝統的建造物群保存地区や川越駅の東西駅前交通広場などを自家用以外の一般屋外広告物を出せない禁止地域と定めています。また、そのほかの地域においても小規模な自家用広告物など一部の広告物を除き、原則として許可が必要です。安全で快適な住環境をつくるため

に、屋外広告物のルールを守り、川越らしいまちづくりにご協力をお願いします。

平成25・26年度入札参加業者の追加登録を受け付け

契約課 0224-5632

市が発注する建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理(道路・河川・苑地・下水道)の業種について、入札参加業者の追加登録を受け付けます。

手続きの詳細は、県作成の「申請の手引き」で確認してください。

受付期間：新規申請 4月4日(木)から22日(月)まで

▼業種などの追加申請 4月4日(木)から30日(火)まで

受付方法：申請書類と添付書類を〒330

1-9301

さいたま市浦和区高砂三丁目15-1・県入札審査課に郵送

*市では受け付けません。



新斎場の都市計画決定を行いました

新斎場建設準備室 224-6144

2月18日、新斎場の建設用地の都市計画決定を行いました。概要については次のとおりです。

都市計画決定の経緯

川越市には、旭町に斎場がありますが、現状では、今後増加が見込まれる火葬需要に対応することができません。また、築36年を経

過し、老朽化しています。

このため、市では新斎場の建設に向け、基本構想および基本計画の策定を行うとともに、建設用地決定の手続きを行ってきました。

平成23年2月に大字小仙波地内の市民聖苑やすらぎのさと東側農地を選定し、同年11月に予定地として決定しました。

その後、都市計画案を作成し、都市計画法上の手続きである公聴会を開催するとともに、都市計画案の縦覧などを行ったうえで、川越市都市計画審議会の議を経て、同25年2月18日に都市計画決定を行いました。

新斎場整備の特徴

新斎場の火葬炉設備は、今後の火葬需要に十分に対応できるように現斎場の5基から12基とする予定です。また、葬儀の個別化を図るため、告別室や収骨室を個室化するとともに、10室の待合室を設けます。さらに、家族葬などのために小規模式場を2室設けます。

また、火葬炉設備については無臭無煙化など、より一層環境に配慮した設備とするとともに、建物の意匠や緩衝緑地等、周辺環境との調和を図り、「人と環境にやさしい」施設の建設をします。

今後の予定

地権者や地元の皆さんをはじめ、市民の皆さんと話し合いをしながら、周辺の環境整備等を進め、平成29年度の供用開始に向け、事業を進めてまいります。



都市計画の概要

名称…川越市火葬場

位置…大字小仙波字八反田の一部

面積…約18,100㎡

4月6日(土)~15日(月) 春の全国交通安全運動

市では、川越警察署、関係機関、団体と協力し、交通安全に向けてキャンペーンを行います。

安全安心生活課 224-5721

*安全安心生活課は4月1日から名称が防犯・交通安全課に変わります。



開始式・「高齢者の事故防止と自転車マナーの向上」街頭キャンペーン

日時…4月4日(木)、午前10時～(雨天決行) 会場…ユニクス南古谷店

「交通事故死ゼロを目指す日及び自転車安全利用の日」街頭キャンペーン

日時…4月10日(水)、午前10時～(雨天中止) 会場…クリアパーク周辺

「飲酒運転根絶の日」街頭キャンペーン

日時…4月15日(月)、午前11時～(雨天中止) 会場…ベルクの場店前県道川越日高線

資源循環推進課からのお知らせ

資源循環推進課 239-6267
粗大ごみの区分を見直しました

電子レンジと卓上型ミシンについては、基準を緩和し、1辺(最も長い辺)が50cm未満であれば4月1日(月)以降、不燃ごみの日に集積所に出せるようになります。そのほかごみの分別については、3月10日発行の広報川越と同時配布した「平成25年度 家庭ごみの分け方・出し方(簡易版)」でご確認ください。

また、ごみは正しく分別し、指定の日の朝8時までに集積所に出すようご協力をお願いします。

路上喫煙の防止について

「川越市路上喫煙の防止に関する条例」により、市内全域(道路や公

園など屋外の公共の用に供されている場所)では、路上喫煙をしないように努めなければなりません。

「路上喫煙禁止地区」内で路上喫煙をした場合は、過料2000円の罰則規定が適用されます。

立っている人がたばこを吸っているとき、たばこを持つその手は、子どもや車いすを使用する人の顔と同じ高さです。歩きながらの喫煙は、やけどをさせたり、衣服を焦がしたりする危険があります。また、吸い殻の投げ捨ては、まちの美観を損ねるだけではなく、火災の危険もあります。さらに、副流煙は、周囲の人たちの健康に影響を与えます。

市では、「路上喫煙禁止地区」内のパトロールやポスター、ちらしなどによる指導・啓発を行っています。路上喫煙はやめましょう。



地域包括支援センターブランチ(総合相談窓口)を開設

高齢者いきがい課
224-5809

高齢者のあらゆる困りごとの相談を受け付け、電話や面接、訪問などに総合的に対応する窓口を4月1日(月)から開設します。

専門知識を持つ職員が地域包括支援センターと連携し、迅速に対応します。

●地域包括支援センターブランチ
みなみふるや

所在地・連絡先：並木新町2-5 桜ビル301 235-7731

●地域包括支援センターブランチ
こもれび

所在地・連絡先：的場2098-22 298-6524

担当地区：霞ヶ関北支会

川越市在宅介護支援センターを廃止します

高齢者いきがい課
224-5809

3月31日をもって、川越市在宅介護支援センターを廃止します。業務は、市および地域包括支援センターが引き続き実施します。また、同セ

ンターの廃止に伴い、次の電話相談サービスが終了となります。
相談電話 229-4381

身近な蝶の情報を募集

環境政策課 224-5866
225-9800

多様な生き物が共存できるような自然環境を保全するため、市内で見つけた蝶の情報を募集します。

いただいた情報は、市ホームページなどに掲載することがあります。
募集期間：4月1日(月)～11月29日(金)

申し込み：種類・数・調査日・調査場所(近くの目印など)・蝶の行動・住所・氏名・連絡先と、可能であれば感想・写真データを添えて〒350-8601

川越市役所環境政策課(本庁舎5階、ファクス・市ホームページからも可)

*調査シートは、同課・公民館で配布します。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。



国民年金の届け出や納付は忘れずに

市民課 ☎224-5764

20歳から60歳までの方が加入する、国民年金。加入する年金の種類は第1号被保険者(自営業者など)・第2号被保険者(会社員や公務員)・第3号被保険者(第2号被保険者の被扶養配偶者)に分かれます。退職や結婚などにより加入の種類が変わるときは、年金の届け出が必要です。「届け出や納付を忘れて年金が受けられない」ということがないように、自分の年金はしっかり把握しましょう。

こんな時	手続き	届け出先	手続きに必要な物
20歳になった	加入	市民課(本庁舎1階)・出張所・連絡所、 第3号被保険者は配偶者の勤務先	印鑑
会社などを退職した	加入	市民課・出張所・連絡所	年金手帳・退職証明書または健康 保険資格喪失証明書など・印鑑
配偶者の扶養から外れた	種別変更	市民課・出張所・連絡所	年金手帳・扶養喪失証明書・印鑑
口座振替にしたい	納付方法 の変更	銀行・郵便局などの金融機関また は年金事務所	口座振替納付申出書、預(貯)金通 帳・届け出印・年金手帳など
納付書を紛失した	再発行	年金事務所	年金手帳など
追納したい	追納	年金事務所	年金手帳など

*会社に就職したり、配偶者の扶養になった場合は、勤務先での手続きとなります。

平成25年度の国民年金保険料

4月から来年3月までの国民年金保険料は、月額15,040円です。納付書は、日本年金機構から4月上旬に送付されます。届かない場合は、埼玉国民年金電話相談センター☎248-1165にお尋ねください。また、国民年金保険料をまとめて前払い(前納)すると割り引きされる制度があります。

ご存知ですか？ 学生納付特例制度

20歳以上の学生で、本人の所得が少なく保険料の支払いが困難な場合は、保険料を後払いにすることができます。前年度に特例が承認されて、今年度も引き続き同じ学校に在学する方は、日本年金機構から送付される申請書(はがき形式)に必要事項を記入し、埼玉事務センターに郵送してください。ただし、在学する学校などが変わった方、申請書が届かなかった方は、下記受付窓口での申請が必要です。

また、学生納付特例期間については、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めること(追納)ができます。将来受け取る年金額を増額するためには、追納することが必要です。

対象…大学・短大・高校・高等専門学校・専修学校などに在学する20歳以上の学生(所得制限あり)

用意する物…新しい学年の学生証または在学証明書・年金手帳・印鑑

受付窓口…市民課・出張所・連絡所

タウンミーティングの報告と予定

広聴課 ☎224-5011



市長と市民が直接対話し、市民の立場に立った公正・公平な市政運営に生かすことを目的としたタウンミーティングを開催しています。

平成24年度は、各地区で活動されている団体を対象に14回開催し、それぞれの立場から意見や提案をいただきました。開催したタウンミーティングの報告書は、市ホームページや出張所・図書館で閲覧できます。

平成25年度のタウンミーティングは、テーマ別での開催を予定しています。

4月1日から特定不妊治療支援事業が変わります

健康づくり支援課 ☎229-4125

医療保険の対象とならない特定不妊治療(体外受精・顕微授精)を受けた方を対象に、1回の治療につき1年度当たり2回(初年度は3回まで)を限度に、5年度まで治療費の一部を助成しています(通算10回まで)。4月1日からは治療ステージに応じて、助成額が変わります。詳しくはお尋ねください。

1回の治療終了日	治療内容	助成上限額
改正前(平成24年度)	1回の治療につき	15万円
改正後(同25年度以降) *4月1日以降、1回の治療終了分から適用	治療ステージA・B・D・E	15万円
	治療ステージC・F	7万5,000円

提出書類…①川越市特定不妊治療支援事業助成金支給申請書②川越市特定不妊治療支援事業受診等証明書③夫婦の住民票(住民票で夫婦の婚姻関係が確認できない場合は夫婦の戸籍謄本も提出)④1回の治療期間分の医療機関発行の領収書(原本)⑤助成金振込先の通帳の写し(①②は市ホームページからダウンロード可)

申請期限…1回の治療の終了日の属する年度末まで

特定不妊治療 Q&A

Q 対象は？

A 次のすべての要件を満たすことが必要です。

- 法律上の夫婦である
- 夫婦の双方または一方が市内に住居登録がある。一方の場合は、妻の住所地が市内にあることを優先
- 前年(1月～5月の申請は前々年)の夫婦の所得の合計金額が730万円未満である。ただし、8万円は社会保険料相当額として控除されます
- 治療しようとする医療機関が指定医療機関である

Q 1回の治療とは？

A 採卵に向けた準備(ホルモン注射等)から開始され、受精、胚移植を経て妊娠の有無の確認で終了する1周期の治療です。

Q 助成の範囲は？

A 1回の治療のうち医療保険適用のない部分が助成の範囲です。医師の判断に基づき治療を中止した場合でも助成の対象となる場合があります。ただし、卵子採取前中止

止した場合を除きます。

Q 治療ステージとは？

A 治療内容のことです。ステージは次の6つに区分されます。

ステージA…新鮮胚移植を実施

ステージB…凍結胚移植を実施(採卵・受精後、1～3周期の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合)

ステージC…以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施

ステージD…体調不良等により、移植のめどが立たず治療終了

ステージE…受精できず。または胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止

ステージF…採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止

～ひとくち情報～

ミニ・インフォメーション

～ひとくち情報～

- 「東日本大震災義援金」の受け付けを、来年3月31日(月)まで延長します 福祉推進課 ☎224-5769

受付場所は、福祉推進課(本庁舎1階)・出張所・連絡所です。

- 川越市防犯のまちづくりに関する協定を締結 安全安心生活課 ☎224-5721

川越市、川越警察署、埼玉県電気工事工業組合は2月18日、犯罪防止のための広報・啓発活動の推進、犯罪の発生又は情報を認知した際の積極的な警察への通報、子どもや高齢者等で救護を要する人を発見した場合の保護及び通報などを協力する協定を締結しました。

- 4月1日、川越市空き家等の適正管理に関する条例が施行されます 安全安心生活課 ☎224-5721

空き家の所有者等の責務を定め、指導等を行い、管理不全な状態になることの予防又は改善を図ります。これにより、近隣住民の生活環境の保全と防犯のまちづくりを推進します。近隣の空き家に関する相談・情報は、安全安心生活課まで。安全安心生活課は4月1日から名称が防犯・交通安全課に変わります。

- 平成25年度スポーツ安全保険の加入を受け付け スポーツ振興課 ☎224-6094

公益財団法人スポーツ安全協会では、スポーツ、文化、ボランティア活動等が対象となるスポーツ安全保険の加入を受け付けています。加入依頼書および、しおりは各公民館・総合運動公園で配布しています。詳しくは同課までお尋ねください。

- 平成24年度包括外部監査の結果報告書が提出されました 監査委員事務局 ☎224-6132

テーマは「委託に関する事務の執行について」。報告書は、情報公開窓口(東庁舎1階)・図書館・公民館、市ホームページで見ることができます。

- 訂正 2月25日発行の広報川越No.1289・7ページ、「ゾーン30」宮元町・山田地区の一部で始まります 安全安心生活課 ☎224-5721

誤＝康生会総合クリニック 正＝康正会総合クリニック。ご迷惑をおかけしました。